



大阪大学  
OSAKA UNIVERSITY

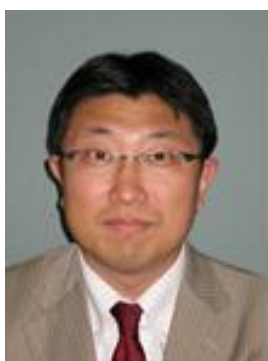
2025年1月28日

## 第81回 青雲塾 報告

<https://www.seiunkai.net/kouryu/seiunjuku/list.html>

青雲塾担当 山西雅人 (30期)

1. 開催日 2024年12月21日 (土)
2. 場 所 大阪大学中之島センター セミナー室 6F  
<https://www.onc.osaka-u.ac.jp/>
3. 演 題 「意外と知らない食品表示の話」 2  
～原原 (加工食品の原料原産地表示) の巻～
4. 講師プロフィール



菅 聡一郎 氏 弁護士・わかば総合法律事務所  
(すが そういちろう)

大阪大学法学部卒 (40期)

平成8年弁護士登録 (大阪弁護士会)、平成12年わかば総合法律事務所開設。

大阪弁護士会消費者保護委員会委員 [第4部会 (安全分野)]

大阪弁護士会公益通報者支援委員会委員

日弁連消費者問題対策委員会委員 [PL・公益通報部会、食品安全部会]

大阪大学大学院高等司法研究科招へい教授

<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/teacher/suga.html>

大阪弁護士協同組合常務理事

大阪府食の安全安心推進協議会委員 (平成23年～平成27年)

大阪府食品健康被害防止審議会委員 (令和2年～)

内閣府消費者委員会（食品表示部会）臨時委員（平成 28 年～）

消費者庁 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会委員（令和 3 年～令和 4 年）

紅麹サプリ被害救済弁護団副団長（現在）

弁護士登録当初から、製品・食品・住宅等の安全問題に取り組み、主として消費者側の立場から P L（製造物責任）被害救済等の事件を数多く担当。主な大規模事件には、雪印乳業低脂肪乳食中毒事件、茶のしづく石鹼小麦アレルギー被害事件、カネボウ美白化粧品白斑被害事件など。食品分野では、内閣府消費者委員会臨時委員（食品表示部会）として、昨今の食品表示の在り方の問題にも取り組んでいる。

## 5. 講義を終えて講師のコメント

難しい議論の末に決められ、現在適用されている原表示のルールは、複雑な例外表示の意味や背景を読み取って、上手に日々の食品選択に活用することが求められています。その考え方の基本について、母校のみなさまと一緒に考える貴重な機会をいただきました。朝早くから熱心にお聴きくださり、大変感謝致しております。

完全施行から 2 年を経て事後検証も行われ始めていますが、周知の難しさが指摘されています。制度の見直しの可否を議論する上でも、是非みなさまご自身がご関心を持って評価をしていただけたらと思うばかりです。私のお話に、これからのみなさまの食生活にとって少しでも役立つ部分がありましたら大変嬉しく存じます。

面白かったとのありがたいお声も頂きました。まだまだ一緒に考えていただきたい多くのテーマがあります。また情報提供の機会を与えていただけたら幸甚です。

ありがとうございました。

## 6. 写真



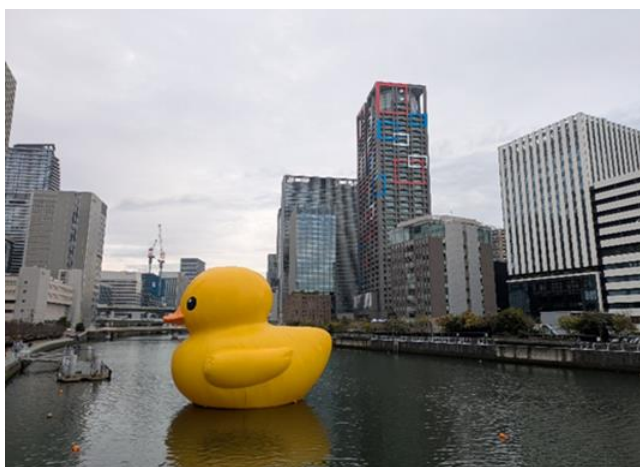
講師の菅弁護士



講義風景①



講義風景②



会場の中の島センターと堂島川に浮かぶ「ラバーダック」